

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>保税蔵置場許可申請書 (C-3120)</p> <p>(省略)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-8 に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p> <p>保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書 (C-3140)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-12 に規定する書類を添付する。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>保税蔵置場許可申請書 (C-3120)</p> <p>(同左)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-8 に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p> <p>保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書 (C-3140)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-12 に規定する書類を添付する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>
<p>保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書 (C-3195)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達48の2-1に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書 (C-3195)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達48の2-1に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>
<p>保税工場許可申請書 (C-3200)</p>	<p>保税工場許可申請書 (C-3200)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(省略)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 56-9 に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>(同左)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 56-9 に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>
<p>保税展示場許可申請書 (C-3320)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-8 に準じて所要の書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>保税展示場許可申請書 (C-3320)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 42-8 に準じて所要の書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>総合保税地域許可申請書 (C-3500)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 62 の 8-6 に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>総合保税地域許可申請書 (C-3500)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 62 の 8-6 に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>
<p>総合保税地域許可期間の更新申請書 (C-3520)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 62 の 8-10 に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>総合保税地域許可期間の更新申請書 (C-3520)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達 62 の 8-10 に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>不服申立て等について (C-7007)</u></p> <p>「〇〇国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。</p>	
<p><u>再調査の請求についての決定を経ない審査請求について (C-7010)</u></p> <p>「国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。</p>	
<p>特例輸入者等承認・認定申請書 (C-9000)</p> <p>(前略)</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次</p>	<p>特例輸入者等承認・認定申請書 (C-9000)</p> <p>(同左)</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p>
<p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p>	<p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p>
<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>
<p>(1)及び(2)（省略）</p>	<p>(1)及び(2)（同左）</p>
<p>(3) 特定保税運送者の承認申請</p>	<p>(3) 特定保税運送者の承認申請</p>
<p>①～③（省略）</p>	<p>①～③（同左）</p>
<p>④ <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。）</p>	<p>④ <u>通関情報処理システム</u>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。）</p>
<p>⑤及び⑥（省略）</p>	<p>⑤及び⑥（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 特定製造貨物輸出者のコード（「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」（平成 20 年 10 月 9 日財閲第 1140 号）により税関が発給する税関輸出入者コード又は財日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コードをいい、特定製造貨物輸出申告を通関業者に委託して行う場合における当該通関業者の利用者コード（<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用する際に利用するコードをいう。）</p> <p>⑧及び⑨ (省略)</p> <p>(6) 認定通関業者の認定申請</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>の利用者コード（通関業法第 8 条の規定に基づく許可を受けた営業所（以下「通関業営業所」という。）に係るものに限る。）</p> <p>⑥及び⑦ (省略)</p> <p>（後略）</p> <p>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>⑦ 特定製造貨物輸出者のコード（「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」（平成 20 年 10 月 9 日財閲第 1140 号）により税関が発給する税関輸出入者コード又は財日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コードをいい、特定製造貨物輸出申告を通關業者に委託して行う場合における当該通關業者の利用者コード（<u>通關情報処理システム</u>を使用する際に利用するコードをいう。）</p> <p>⑧及び⑨ (同左)</p> <p>(6) 認定通關業者の認定申請</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ <u>通關情報処理システム</u>の利用者コード（通關業法第 8 条の規定に基づく許可を受けた営業所（以下「通關業営業所」という。）に係るものに限る。）</p> <p>⑥及び⑦ (同左)</p> <p>（同左）</p> <p>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(省略)</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び履歴</p> <p>また、履歴のうち、申請者(法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、<u>C S V形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/ RWに限る。)</u> <u>その他適宜の方法により提出するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書 (C-9060)</p> <p><添付書類等></p> <p>申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関</p>	<p>(同左)</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び履歴</p> <p>また、履歴のうち、申請者(法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、<u>C S V形式で記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク、CD-R等) を添付するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書 (C-9060)</p> <p><添付書類等></p> <p>申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>税法基本通達7の13-1に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達55-1に掲げる書類を、特定保税運送者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達63の8の2-1に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の12-1に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の18-1に掲げる書類を、認定通関業者においては、79の6-1に掲げる書類を添付する。</p>	<p>税法基本通達7の13-1に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達55-1に掲げる書類を、特定保税運送者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達63の8の2-1に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の12-1に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の18-1に掲げる書類を、認定通関業者においては、79の6-1に掲げる書類を添付する。</p>
<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>
<p>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</p> <p>＜添付書類等＞</p> <p>申請書には、関税法基本通達50-3に準じて所要の書類を添付する。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従</p>	<p>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</p> <p>＜添付書類等＞</p> <p>申請書には、関税法基本通達50-3に準じて所要の書類を添付する。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>業者を含む。) の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)</u>その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>業者を含む。) の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク、CD-R等)を添付するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>
関税定率法関係	関税定率法関係
<u>輸入原料品等の関税の額の証明申出書</u> (T-1180)	<u>輸入原料品等の関税の額の証明願</u> (T-1180)
(省略)	(同左)
<u>農林漁業用無税重油等振替申請書</u> (T-1690)	
<p><u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかっこ書で併記する。</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>関税暫定措置法関係</p> <p>加工・組立輸出貨物確認申告書（P-7700）</p> <p>(前略)</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、<u>生地見本の提出の有無を記載する。</u> <u>また、契約書等が提出されない場合、「令第22条第2項ただし書き」である旨を記載する。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>関税暫定措置法関係</p> <p>加工・組立輸出貨物確認申告書（P-7700）</p> <p>(同左)</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、契約書等が提出されない場合、「<u>令第22条第2項ただし書き</u>」である旨を記載する。</p> <p>(同左)</p>
	<p><u>農林漁業用無税重油等振替申請書（P-8030）</u></p> <p><u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかっこ書で併記する。</u></p>
	<p><u>農林漁業用重油等受払台帳（P-8040）</u></p> <p><u>「品名」欄には、銘柄を記載する。</u></p> <p><u>「数量」欄には、無税重油等と他の重油等以外の炭化水素とを混合した場合には、混合された後の石油の数量を記載するとともに、当該数量に含まれ</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）（P-8060）</u></p> <p><u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書き併記する。</u></p> <p><u>輸入者と精製者（工場）が異なる場合には、「使用年月日」、「使用場所」及び「使用数量欄」については、精製者（工場）に輸入高糖度原料糖の製造を委託した年月日、精製者（工場）名及び数量を記入する。</u></p> <p><u>高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）（P-8070）</u></p> <p><u>「使用場所」については、様式右上の「使用場所」欄に記載し、原則とし</u></p>	<p><u>る無税重油等の数量をかっこ書きにより内書する。</u></p> <p><u>「価額」欄には、購入又は販売の価格を記載する。</u></p> <p><u>ただし、価格の仕切りを他の場所で行なっているため、価格が明らかでない油槽所等においては記載を要しない。</u></p> <p><u>「備考」欄には、輸入許可書の番号、輸入許可の年月日（特例申告貨物にあっては、特例申告書の番号、特例申告書の提出年月日をかっこ書き併記する。）、輸入者名（記号表示）、他の重油等以外の炭化水素油と混合したものである場合には、その旨、並びに他の重油等との振替の承認を受けた場合には、その承認を受けた旨及び承認の年月日を記載する。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>て使用場所毎に作成する。</p> <p><原料欄の記載要領></p> <p>(1) 特例申告貨物にあっては、「受入（輸入許可）年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>(2) 「受入先」欄には、精製業者が輸入者等から委託を受けた場合における当該委託者である輸入者等を記載する。</p> <p>(3) 「混じて使用した他の原料」の「品名」欄には、高糖度原料糖に混じて使用した同種の他の原物品（国内産糖、一般粗糖等）を記載する。</p> <p><「製造製品」欄の記載要領></p> <p>「製造製品」及び「副産物」の「品名」欄及び「数量」欄には、高糖度原料糖から製造した製品（例えば、上白糖、グラニュー糖等）及び副産物の品名の異なるごとに記載する。</p> <p><「事業場から出した物品」欄の記載要領></p> <p>「事業場から出した物品」の「品名」及び「数量」欄には、高糖度原料糖から製造した製品（例えば、上白糖、グラニュー糖等）等の品名の異なるごとに記載する。</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>通関業法関係</p> <p>通関業許可申請書 (B-1060) (省略)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-D-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p> <p>営業所新設許可申請書 (B-1090)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法施行令第1条第2項に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-D-R/RW</u></p>	<p>通関業法関係</p> <p>通関業許可申請書 (B-1060) (同左)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p> <p>営業所新設許可申請書 (B-1090)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法施行令第1条第2項に規定する書類を添付する。 なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>に限る。) その他適宜の方法により提出するものとする。</u>	<u>添付するものとする。</u>
<p>通関業許可の承継の承認申請書 (B-1130)</p> <p><添付書類等></p> <p>申請書には、通関業法施行規則第2条で準用する第1条各号に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。) その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>通関業許可の承継の承認申請書 (B-1130)</p> <p><添付書類等></p> <p>申請書には、通関業法施行規則第2条で準用する第1条各号に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（CD-R等）を添付するものとする。</u></p>
<p>通関業の許可申請事項等の変更届 (B-1140)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法基本通達12-1(1)に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。) その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p>通関業の許可申請事項等の変更届 (B-1140)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、通関業法基本通達12-1(1)に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>—R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p> <p>従業者等の異動（変更）届 (B-1180)</p> <p>＜添付書類＞</p> <p>申請書には、通関業法施行令第9条第2項に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合には営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p><u>R等）を添付するものとする。</u></p> <p>従業者等の異動（変更）届 (B-1180)</p> <p>＜添付書類＞</p> <p>申請書には、通関業法施行令第9条第2項に規定する書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合には営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）</u>を添付するものとする。</p>